

所得税・消費税の申告は 正しく、お早めに！



確定申告期限

所得税 令和3年3月15日（月）まで

消費税 令和3年3月31日（水）まで

■商工会主催（税理士による相談会）

月 日	場 所	相談時間
2月25日(木)	浜坂本所	午前9時30分～午後4時 (昼休憩1時間)
3月2日(火)	(青年部研修室)	※電子申告（代理送信）可

当日ご持参いただくもの

- ①所得税・消費税金額の計算に必要な帳簿書類など
- ②前年度の申告関係書類（控）※消費税申告のある方は前々年分も必要
- ③国民年金、生命・損害保険料控除、証明書等、所得控除に必要な書類
- ④印鑑
- ⑤マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと本人確認書類
※本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証、特別永住者証明書、障がい者手帳）



商工会職員による相談

商工会では、確定申告期間中ご相談を承っています。持参いただくものは、税理士による相談と同じです。順番待ち等を防ぐため事前予約制と致しますので、前日までに商工会へご連絡をお願いいたします。

申告相談は3月5日（金）までと致しますので、お早めをお願いします。

新温泉町商工会 浜坂本所 ☎82-1152
温泉支所 ☎92-1856